

平成28年度

福井県における

# 労働行政のポイント



厚生労働省 福井労働局  
労働基準監督署・ハローワーク

# 平成28年度

## 福井労働局行政運営方針

福井労働局は、平成28年度の労働行政の運営に当たって、地域の総合労働行政機関として、利用者の立場に立った親切でわかりやすい窓口対応、事務処理の迅速化等「懇切・公正・迅速」なサービスに努めるとともに、労働基準行政、職業安定行政、雇用均等行政が連携を密にしつつ、それぞれの専門性を一層発揮し、労働局、労働基準監督署、ハローワークが一丸となって以下の対策に取り組みます。

### 主要対策

- I 職業安定担当部署の主要対策
- II 労働基準担当部署の主要対策
- III 雇用環境・均等担当部署の主要対策
- IV 労働保険制度

平成28年4月より、新組織として【雇用環境・均等室】が設置されました。

主に従来の総務部企画室及び雇用均等室が担っていた業務、さらに、労働基準部及び職業安定部が担っていた業務の一部を担うこととしており、具体的には以下のとおりです。

- 均等関係法令に係る紛争解決援助制度及び事業主指導
- 女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランス、働き方改革、労働契約法に係る企業等への働きかけ
- 個別労働紛争解決制度に関する相談業務
- 福祉人材確保に係る企業等への働きかけ
- 労働局の政策等の企画・調整、広報、各種制度の周知 等



女性活躍推進法に基づき女性の活躍が優良な企業として認定を受けた企業が表示できます。愛称は「えるぼし」です。



次世代育成支援対策推進法に基づき「子育てサポート企業」として認定を受けた企業が表示できます。☆の数は認定を受けた回数です。



くるみん認定企業のうち、さらに進んだ取組を行い特例認定を受けた企業が表示できます。



若者の採用・育成に積極的で、雇用管理の優良な中小企業を若者雇用促進法に基づき、厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度のマークです。



優良企業に認定されると、厚生労働省のホームページで企業名が公表されます。また、安全衛生優良企業マークが名刺や商品等に使用でき、さまざまな場所でPRすることができます。

# I 職業安定担当部署の主要対策

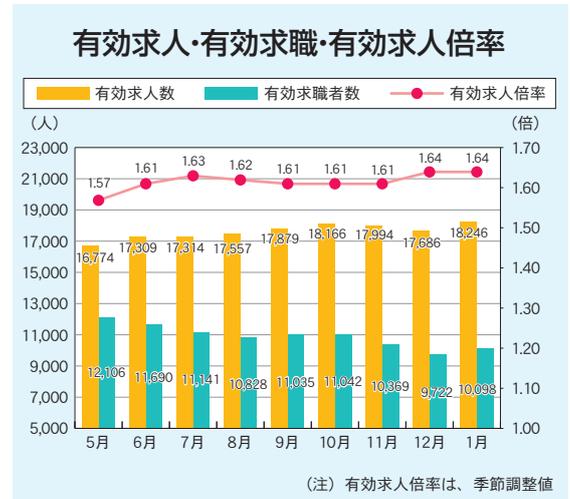
## 第1 正社員求人への確保等によるマッチングを推進します

- 1 福井県における雇用情勢は、改善が進んでおり、有効求人倍率は、平成27年平均において1.59倍となり、平成28年1月末では1.64倍（季節調整値）となっています。

こうした雇用環境の下、新規求職者に対する就職率（常用）は、平成28年1月末現在46.3%と全国平均30.8%を大幅に上回っています。

- 2 早期再就職促進のための取組みを推進します。

- (1) 求人者支援員等を活用し、正社員求人への確保に努めるとともに、きめ細かな相談、求職者の希望に応じた求人情報の提供により、的確なマッチングに努めます。
- (2) 求職者の個々の状況に対応した就職支援を実施します。担当者制職業相談の実施など、就職支援ナビゲーター等による就職支援プログラムなどの個別かつ総合的なサービスを提供し、再就職を支援します。
- (3) 求人者のニーズを踏まえて、積極的な求職者情報等の提供等、より効果的なマッチングに努め、求人充足を図ります。

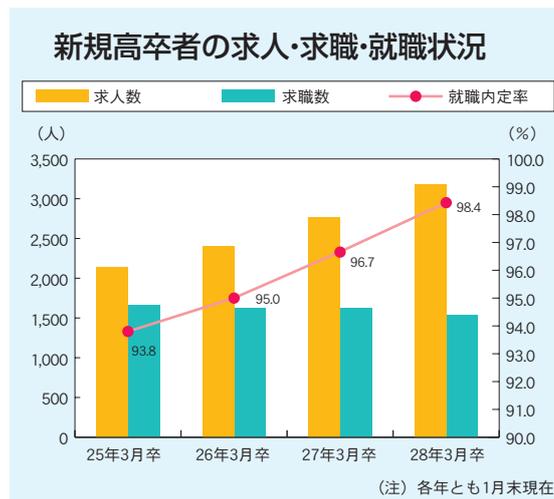


## 第2 新規学卒者など若者の就職を支援します

- 1 大学等卒業・修了予定者の就職・採用活動について、経済団体と大学等により広報活動は卒業・修了時期の直前の3月1日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の6月1日から開始となり、適正な採用選考活動が行われるよう、求人求職秩序の維持、公平・公正な採用の確保、採用内定取消しの防止等に努めます。



- 2 新規学校卒業者等に対して、「福井新卒応援ハローワーク」や「ヤングハローワーク」などにおいて、学校等の関係機関と連携して、職業相談や求人開拓、就職面接会の開催、就職後の職場定着に向けての個別支援等を実施します。



- 3 若者の雇用の促進、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、「若者雇用促進法」に基づき、若者の採用・育成に積極的な「ユースエール認定企業」等の認定促進、労働関係法令違反企業に係る学卒求人の不受理や福井新卒応援ハローワークの「在職者向け相談窓口」において、収集した事業所に関する情報を職業紹介に活用するとともに、若者の職場定着についての支援を行います。



### 第3 人材不足分野における人材確保と雇用管理改善を推進します

- 1 人材不足分野において労働者の募集と職場定着を促進するためには、従業員が「働きがい」、「働きやすさ」を感じることが出来る職場自体の魅力UPを図っていく必要があります。そのために、評価制度・賃金体系制度や研修体系制度、健康づくり制度等々の雇用管理改善を促進し、「魅力ある職場づくり」について広く普及・啓発するとともに、その具体的な取組を推進します。
- 2 ハローワーク福井に設置している「福祉人材コーナー」を中心に、介護・看護・保育分野への就業を希望する求職者に対する就職支援サービスや当該分野の求人者に対する充足支援サービス等のマッチング促進の取組を積極的に実施します。
- さらに、建設分野の人材不足対策として、建設関係職種の未紹介・未充足求人に対するフォローアップの徹底や求職者への求人状況の情報提供等を図る「建設人材確保プロジェクト」を推進します。

## 第4 地方自治体と一体となった雇用対策を推進します

1 地域ニーズ等を踏まえた雇用対策を推進するため、昨年度に引き続き県内市町との雇用対策協定の締結を積極的に推進し、福井県や県内市町が行う地域振興や経済対策と一体となって、女性・高齢者の就労促進等の雇用対策を推進します。

2 人口減少対策、労働力不足に対処するため、福井県や県内市町との共催による合同面接会を開催するほか、労働局・ハローワークが持つ全国ネットワークを活用して、県外で開催される企業説明会や面接会に積極的に参加し、県内企業や福井県・県内市町が行う移住・定住支援施策の紹介、誘導等を行います。

また、ハローワークに移住・定住に係る相談窓口を設置して、福井県内への移住・定住希望者への職業相談・職業紹介及び移住・定住支援施策に係る総合相談等に応じるほか、県内市町と連携して移住者への定住支援を行います。

## 第5 子育てする女性の再就職を支援します

1 子育てしながら就職を希望する女性に対して、キッズコーナーやベビーチェア等を設置して子ども連れで来所しやすい環境を整備したハローワーク福井マザーズコーナーやハローワークたけふマザーズコーナーにおいて、きめ細かな就職支援サービスを提供します。また、地方公共団体等と連携して、保育所・子育て支援情報等も提供します。

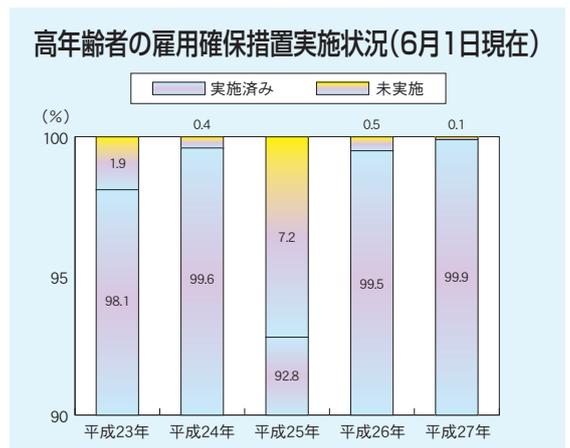


2 児童等を扶養する母子家庭の母等に対しては、家庭環境等に配慮した職業相談・職業紹介を実施するとともに、特定求職者雇用開発助成金や公的職業訓練制度、トライアル雇用奨励金等を活用して、早期の就職を目指します。

また、公的職業訓練が必要とされた者に対しては、積極的かつ効果的な受講あっせん等に努めます。

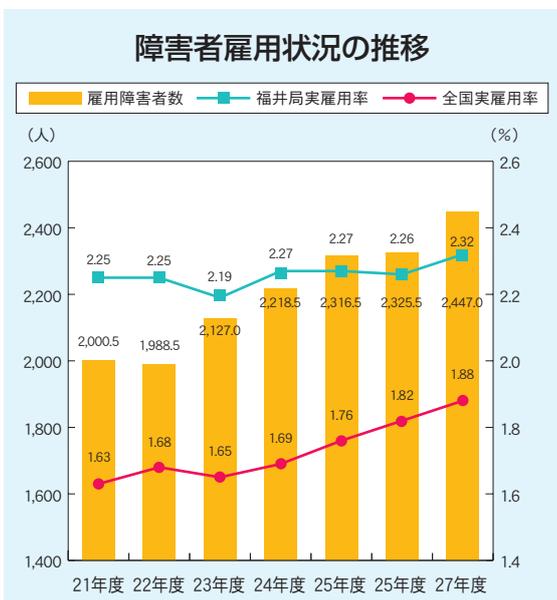
## 第6 年齢にかかわらず働ける社会の実現を目指します

1 平成27年6月1日現在の高年齢者の雇用状況をみると、「高年齢者雇用安定法」に基づく高年齢者雇用確保措置を実施している県内31人以上規模企業は99.9%（前年比0.4ポイント上昇）となっています。



- 2] 生涯現役社会の実現に向けた取組みを行う企業に対する相談・援助等の支援や他の事業主に対する成果の普及を行うほか、民間団体等を活用して高年齢者に対する高齢期を見据えた職業生活設計等の相談援助を実施します。
- 3] 就労経験やニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や、特に就職が困難である65歳以上の高年齢求職者に対しての支援を強化するなど、再就職支援を充実・強化します。
- 4] 各種助成金の活用等により、高年齢者の再就職の援助・促進を進めます。

## 第7 障害者へのきめ細かな就労支援を行います



- 1] 平成27年6月1日現在の民間企業の障害者雇用率は2.32%（全国1.88%）と全国5位の水準にありますが、雇用率達成企業の割合は53.2%（全国47.2%）と前年比で0.3ポイント低下しました。
- 2] 法定雇用率未達成の企業等に対して、ハローワーク幹部職員等による事業所訪問など、積極的な指導を実施します。  
特に、「0人雇用企業」を重点対象とし、効果的な指導を行います。

3] ハローワークが中心となり、地域の福祉施設、特別支援学校、医療機関等の関係機関が連携する「チーム支援」により、就労準備から職場定着までの一貫した支援を行うとともに、職場実習、就労支援セミナー等の事業を実施することにより、福祉、教育、医療から雇用への移行を推進します。

## 第8 労働力需給調整事業の適正な運営を促進します

- 1] 労働者派遣事業の健全化、派遣労働者の雇用安定とキャリアアップ、派遣期間規制の見直し、派遣労働者の均衡待遇措置の強化の円滑な実施に向け、事業主等や派遣労働者に対する周知広報を図ります。
- 2] 派遣労働者の保護及び就業条件の確保対策等の更なる充実を図るため、事業主等に対する指導監督に万全を期し、労働関係法令の遵守を徹底させるため、的確かつ厳正な指導監督を実施します。

## 第9 公的職業訓練を活用した能力開発による就職を支援します

地域の産業に必要な人材を育成するための職業訓練機会を確保するため、労働局やハローワークでは、職業訓練情報の収集や提供を行います。また、ハローワークでは、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを行い、求職者の適性・能力を踏まえ、公共職業訓練や求職者支援訓練の受講機会を提供して、求職者の職業能力開発を支援するとともに、訓練期間中及び訓練修了後には就職に向けたきめ細かな支援を実施します。



## 第10 安心して働ける雇用環境を整備します

1 非正規雇用労働者の対策として、公共職業訓練や求職者支援制度を活用し職業キャリアの形成を支援します。また、事業主の取組みを促進するキャリアアップ助成金等の積極的な活用を促進します。

2 雇用が不安定である外国人労働者については、雇用状況の把握や適切な就労のための事業所指導を行い、雇用維持・不法就労の防止に努めるとともに、通訳を配置したきめ細かな職業相談・再就職援助を行います。

雇用が不安定である外国人労働者については、雇用状況の把握や適切な就労のための事業所指導を行い、雇用維持・再就職援助に努めるとともに、通訳の配置によりきめ細かな職業情報の提供・相談を行います。

被保護者人員の推移



資料出所：厚生労働省福祉行政報告例（各年度月平均）（平成22～23年度）  
厚生労働省被保護者調査都道府県統計表（平成24～26年度）

3 生活保護受給者、児童手当受給者などの生活困窮者の就労による自立を支援するため、ハローワークは、福祉事務所などでの出張職業相談や地方自治体とのチームによる支援のほか、就職者に対するフォローアップを行うなど、ハローワークと地方自治体が連携して就労支援を行います。

また、「生活困窮者自立支援法」に基づき地方自治体を実施する支援に局とハローワークは、連携・協力し、生活困窮者の就労による自立を支援します。

## Ⅱ 労働基準担当部署の主要対策

### 第1 職場における法定労働条件の確保を図ります

- 1 福井労働局において昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の結果をみると、福井県においても違法な時間外労働が約3割の事業場で認められ、そのうち月100時間を超える時間外労働が約6割で認められるなど長時間労働対策の取組が必要な状況にあります。

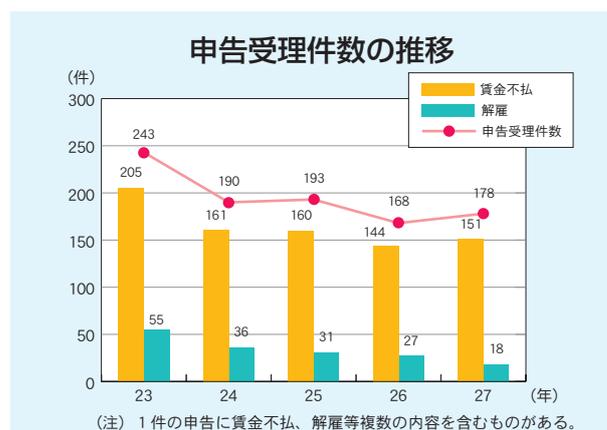
長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止を徹底するため、事業場に対し労働時間管理、長時間労働を行った労働者に対する健康管理に関する指導を行います。

#### 平成27年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果

	全国		福井	
① 重点監督の実施事業場	5,031事業場		91事業場	
② 労働基準関係法令違反があったもの	3,718事業場	73.9%	67事業場	73.6%
③ 違法な時間外労働があったもの	2,311事業場	45.9%	30事業場	32.9%
④ (③のうち) 1ヶ月の時間外・休日労働の実績が最長の労働者の時間数が月100時間を超えるもの	799事業場	34.6%	19事業場	63.3%
⑤ 賃金不払残業があったもの	509事業場	10.1%	7事業場	7.7%
⑥ 過重労働による健康障害防止措置未実施	675事業場	13.4%	5事業場	5.5%

- 2 労働基準監督署では、働く人々から寄せられる労働基準関係法令違反に係る申告に基づく監督指導も行っています。

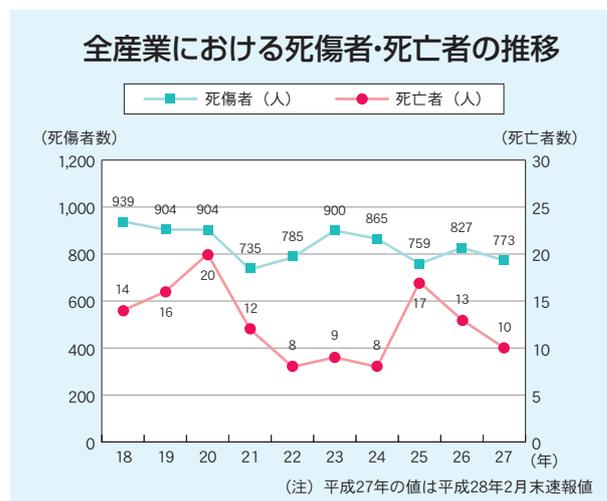
申告は、賃金不払に係るものが多数を占めています。



### 第2 誰もが安心して健康に働くことができる社会の実現を目指します

- 1 引き続き、業種横断的な対策である転倒災害防止対策、メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策、化学物質による健康障害防止対策及び重点業種である第三次産業、道路貨物運送業、製造業、建設業を中心に対策を推進し、更なる労働災害の減少を目指します。

また、昨年施行された改正労働安全衛生法の確実な履行及び第12次労働災害防止推進計画等の各種取組により、職場の安全と健康確保対策を着実に推進していきます。



## 第12次労働災害防止推進計画の主な目標

(期間：平成25年～29年)

- 死亡者数について、平成29年までに、平成24年比で15%以上減少
- 死傷者数（休業4日以上）について、平成29年までに、平成24年比で15%以上減少
- 中小規模事業場へのメンタルヘルス対策の更なる取組の促進
- 中小規模事業場へのリスクアセスメントの更なる導入の促進

### 2 職場の安全確保対策を推進します。

- (1) 近年、労働災害の中で最大の割合を占めている転倒災害について、その対策を推進します。特に、恒久化された「STOP！転倒災害プロジェクト」を始め、「冬季無災害運動」等の取組を効果的に展開し、指導を徹底していきます。
- (2) リスクアセスメントの導入とその結果に基づく低減措置の実施を推進します。

# STOP! 転倒災害 プロジェクト

### 3 労働者の健康確保対策を推進します。

- (1) ストレスチェック制度を始めとするメンタルヘルス対策の積極的な取組を推進します。また、過重労働等による健康障害防止対策を推進します。
- (2) 受動喫煙防止対策を推進します。特に、労働安全衛生法の改正により、受動喫煙防止対策の措置が努力義務となったことから、受動喫煙防止対策助成金や相談等の支援事業の利用促進を図りながら、指導を徹底していきます。
- (3) 化学物質による健康障害防止対策を推進します。特に、化学物質が原因と疑われる膀胱がん発症事案を踏まえ、新たなリスクアセスメントの義務化に対する指導の徹底及び化学物質の取扱い事業場に対して、特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の遵守徹底を指導していきます。
- (4) 腰痛、熱中症を始めとする職業性疾病の予防対策を推進します。

### 4 労働者の安全や健康を守る企業を応援します。

労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善している企業に対する厚生労働省の認定制度と申請について、引き続き周知を行います。



### 第3 最低賃金制度の適切な運営を図ります

最低賃金制度は、賃金の最低限を保障するセーフティネットとして適切に機能する必要があることから、最低賃金の周知と遵守の徹底を図ります。

#### 福井県最低賃金

平成27年10月1日から  
時間額732円

福井県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。  
ただし、次の産業に従事する基幹的労働者とその使用者については、  
該当する特定最低賃金が適用されます。

#### 福井県内の特定最低賃金

紡績業, 化学繊維、織物、染色整理業	740円	平成27年12月24日から
繊維機械、金属加工機械製造業	821円	
電気機械器具製造業(略称)	790円	
百貨店、総合スーパー	791円	
各種商品小売業	750円	平成23年12月24日から

### 第4 労災補償対策を推進します

- 1 労災保険給付の新規受給者数は近年では3,500人前後と高い水準となっています。労災保険給付にあっては、迅速・適正な処理を行います。

特に、社会的関心が高い脳・心臓疾患事案及び精神障害事案については、認定基準等に基づき、迅速・適正な事務処理を一層推進します。

- 2 石綿関連疾患に関する労災補償制度等については、引き続きがん診療連携拠点病院等へ労災請求の勧奨を依頼するなど、周知の徹底を図ります。

労災補償の新規受給者数の推移



### 第5 原子力発電所等に対する総合的な対策を進めます

- 1 放射線被ばく管理の強化を含めた安全衛生管理の徹底を図るため、①リスクアセスメント等の適正な実施、②元方事業者による総合的な作業管理の徹底、③労働安全衛生マネジメントシステムの導入等を図ります。

また、メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策を推進します。

- 2 東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえ、緊急作業実施時における適正な被ばく管理、健康管理を実施するための準備の促進を図ります。

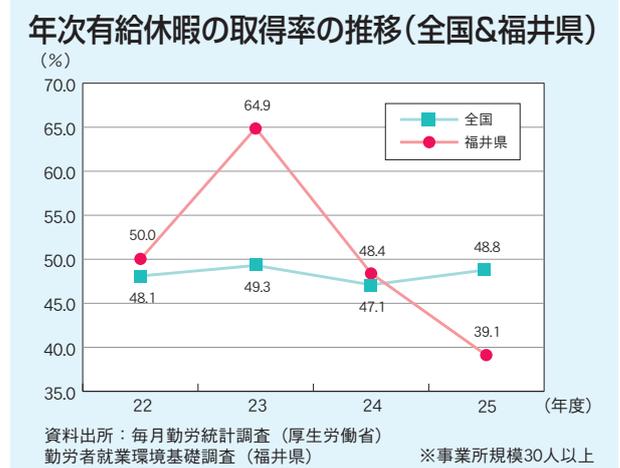
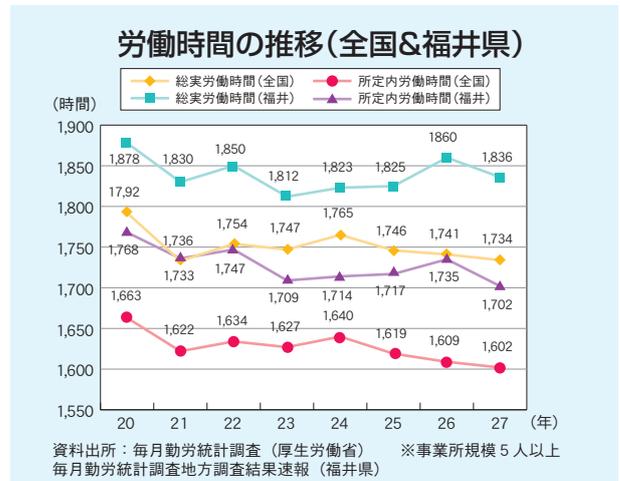
## Ⅲ 雇用環境・均等担当部署の主要対策

### 第1 働き方改革を推進します

福井県の総実労働時間は全国と比較して長くなっています。所定内労働時間も長いため、時間外労働が長いとまでは言えませんが、労働時間削減に向けて取り組む余地があります。

年次有給休暇の取得率は減少傾向にあり、ワーク・ライフ・バランスの推進の観点から取得率向上に取り組む必要があります。

長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進を図るための「働き方改革」を推進するため、企業への働きかけを行うとともに、セミナー・研修会等を活用し働き方改革の目的・取組方法等について周知啓発を図ります。

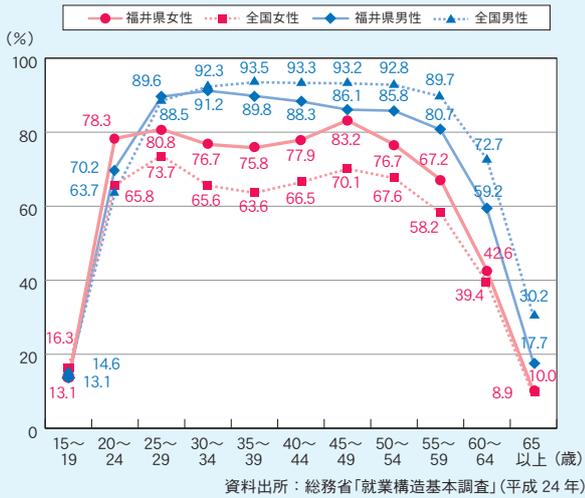


### 第2 男女雇用機会均等確保対策を推進します

1 福井県は、女性の平均勤続年数、夫婦の共働き率等は全国平均を上回っているものの、その一方で、管理職の女性割合は全国平均を下回るなど、課題もみられます。

女性の個性と能力が十分発揮できる環境を整備するためには、男女雇用機会均等法の履行確保を図るとともに、平成28年4月1日から施行される「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、女性活躍推進法という）に基づく、各企業における女性活躍の積極的な取組が促進される必要があります。

### 年齢階級別人口に占める雇用者割合



### 管理的職業従業者に占める女性の割合

女性の割合の高い方からの順位	都道府県名	管理職総数 (人)	女性 (人)	女性の割合 (%)
1	高知県	7,400	1,600	21.6
2	青森県	12,000	2,300	19.2
3	和歌山県	9,400	1,700	18.1
4	熊本県	18,000	3,100	17.2
5	京都府	25,600	4,400	17.2
6	岡山県	19,300	3,300	17.1
7	徳島県	8,300	1,400	16.9
8	広島県	27,700	4,500	16.2
9	長崎県	12,400	2,000	16.1
10	大阪府	103,300	16,300	15.8
36	富山県	10,900	1,200	11.0
42	福井県	9,300	900	9.7
43	石川県	12,700	1,000	7.9
	全国平均	1,361,800	179,800	13.2

資料出所：総務省「就業構造基本調査」(平成 24 年)

2 女性活躍推進法が円滑に施行されるように、「行動計画策定支援ツール」の紹介やポジティブ・アクションの取組事例の紹介、女性活躍加速化助成金の周知を行うなど、各企業に積極的に働きかけを行います。

また、女性活躍推進法に基づく厚生労働大臣認定制度及び認定マーク「えるぼし」について周知を図るとともに、認定申請の働きかけを行います。



女性活躍推進法に基づく認定マーク「えるぼし」

3 企業における雇用管理の実態を的確に把握するため、男女雇用機会均等法に基づく報告徴収を実施し、違反が認められた場合には速やかに是正を図ります。

妊娠・出産・育児休業取得等を理由とした不利益取扱いに係る事案を把握した場合には、事業主へ報告徴収を行い、違反に対しては是正指導等を行うとともに、労使間の紛争がある場合には、紛争解決援助制度等により、その解決を図ります。

また、妊娠・出産・育児休業取得等を理由とした不利益取扱いを防止する措置の義務化等を内容とする「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が成立した場合には、円滑な施行に向けた周知広報を行います。

### 第3 仕事と家庭の両立支援対策を推進します

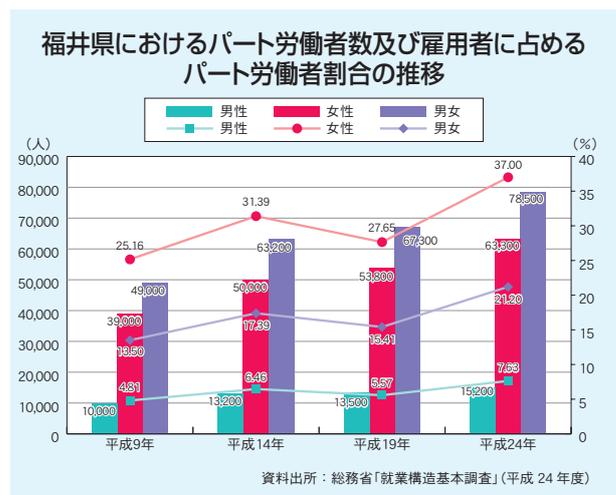
- 1** 企業規模が小さくなるほど育児休業制度等の規定率が低く、育児休業の取得率も低い傾向にあります。また、パートタイム労働者等の期間雇用者は、正社員に比べ出産前後の退職者割合が高い状況にあります。  
このため、引き続き仕事と家庭が両立できる職場環境整備を推進する必要があります。
- 2** 全ての企業のあらゆる雇用形態の労働者に、育児・介護休業法に基づく制度の利用が定着するよう、規定整備指導等を行います。  
育児休業・介護休業等の取得を理由とした不利益取扱いに係る事案を把握した場合には、事業主へ報告徴収を行い、違反に対しては是正指導等を行うとともに、労使間の紛争がある場合には、紛争解決援助制度等により、その解決を図ります。  
また、有期契約労働者の育児休業取得要件の緩和や介護休業の分割取得等を内容とする「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が成立した場合には、円滑な施行に向けた周知広報を行います。
- 3** 男女ともに両立支援制度を利用しやすい職場環境づくりのため、イクメン、育ボス等の取組事例の紹介を行うとともに、男性の育児休業の取得促進を図るための「出生時両立支援助成金」をはじめとした助成金制度の周知を図ります。
- 4** 次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度及び認定マーク「くるみん」「プラチナくるみん」について周知を図るとともに、企業が認定を目指して取組を進めるよう、働きかけを行います。



行動計画を策定し、計画目標達成等の認定基準を満たした企業は「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受け、「くるみん」マークを取得できます。認定企業のうち、さらに進んだ取組を行い、特例認定基準を満たした企業は、「プラチナくるみん」マーク（右）を取得できます。

## 第4 パートタイム労働対策を推進します

- 1 パートタイム労働者数は年々増加しています。  
こうした中、パートタイム労働者の働き・貢献に見合った均等・均衡な待遇を確保するとともに、正社員への転換を推進し、その能力を一層有効に発揮できる雇用環境を整備する必要があります。



- 2 パートタイム労働法に基づく報告徴収を実施し、パートタイム労働者がその働き・貢献に応じて正社員との均等・均衡な待遇が図られるよう、差別的取扱いの禁止や均等待遇、正社員転換推進の措置、雇入れ時の説明等に係る指導を重点的に行うことにより、パートタイム労働者の雇用管理改善を図ります。
- 3 「パートタイム労働者均等・均衡待遇指標（パート指標）」、「パートタイム労働者活躍推進企業宣言」の活用を促し、また、これらの情報を総合的に提供する「パート労働ポータルサイト」の周知を行います。

## 第5 労働条件の確保・改善対策を推進します

- 1 労働契約法の内容について、無期転換ルールを中心に引き続き周知するとともに、平成27年4月1日より施行された「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」及び無期転換制度の導入事例について周知を図ります。さらに、学生アルバイトの労働条件の確保に向け、学生や事業主に対し、労働条件の明示といった労働基準関係法令に関する事項やシフト勤務の設定等についての周知・啓発を行います。
- 2 賃金引上げに取り組む中小企業に対する支援事業として「福井県最低賃金総合相談支援センター」及び「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）」の活用を促進します。

## 第6 個別労働関係紛争の解決を促進します

- 1 解雇、労働条件引下げに関する相談や近年増加する職場でのいじめ・嫌がらせ、退職に際してのトラブルに関する相談など労働問題のあらゆる分野の相談に、懇切・丁寧な対応と迅速・的確な処理に努めます。また、これらの問題発生予防に向けた取組を促進するための周知を図ります。
- 2 民事上の個別労働関係紛争の迅速な解決に向けて、労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせん（紛争調整委員が紛争当事者間の調整を行う等話し合いによる解決制度）を行います。



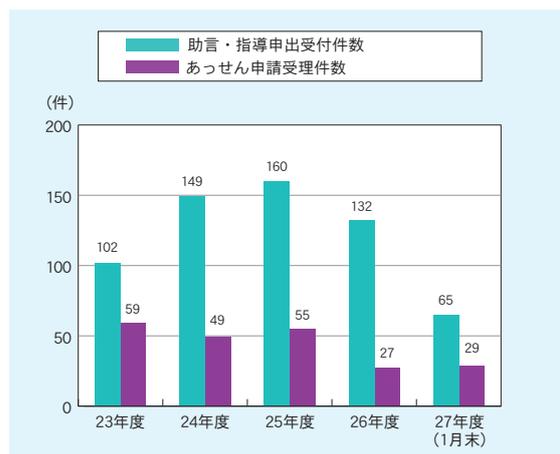
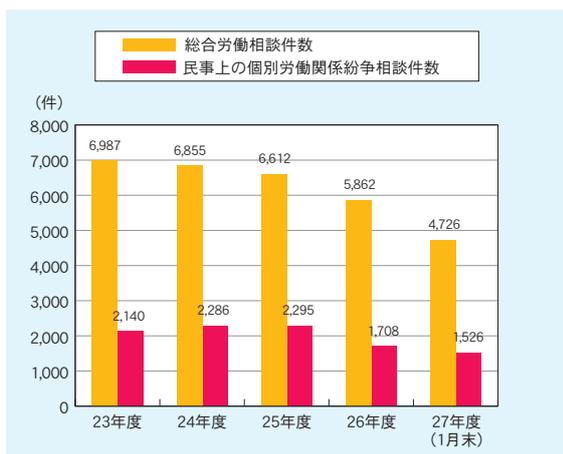
職場のいじめや嫌がらせに悩む職場が増えてきています。

これら職場のパワーハラスメントは、適切な対応により、予防・解決が可能です。

組織全体で対応し、快適な職場環境の実現をめざしましょう。

ポータルサイト「あかるい職場応援団」にて情報を提供中

<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>



## Ⅳ 労働保険制度の円滑な運営

- 1 労働保険制度の円滑な運営のためには、事業主に対して制度の理解を促すとともに、労働保険料を適正に申告・納付いただくことが重要です。

平成28年度の労働保険年度更新期間は、6月1日（水）～7月11日（月）であり、効果的な周知・広報に努めます。

労働保険料の口座振替制度について、積極的に周知し、利用促進を図ります。

- 2 労働保険制度の信頼性と費用負担の公平性等を確保する観点から、労働保険加入促進業務の受託団体（一般社団法人全国労働保険事務組合連合会福井支部）並びに関係行政機関との密接な連携の下に、未手続事業の積極的な解消に努めます。

労働保険適用事業場数の推移（単位：件）

年度	個別事業場	委託事業場	合計
平成26年度	13,717	11,428	25,145
平成25年度	13,610	11,425	25,035

**福井労働局の組織と主な業務** (福井労働局は3部1室で構成し、労働基準監督署(4署)、ハローワーク(6所)があります。)

所在地 : 〒910-8559 福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎(9階、14階)  
 労災補償課分室所在地 : 〒910-0006 福井市中央3丁目1-5 三谷中央ビル7階



## 労働基準監督署

### 福井労働基準監督署

〒910-0842 福井市開発1-121-5  
TEL 0776(54)7722 FAX 0776(54)6161

### 敦賀労働基準監督署

〒914-0055 敦賀市鉄輪町1-7-3 敦賀駅前合同庁舎  
TEL 0770(22)0745 FAX 0770(22)1019

### 武生労働基準監督署

〒915-0814 越前市中央1-6-4  
TEL 0778(23)1440 FAX 0778(23)6254

### 大野労働基準監督署

〒912-0052 大野市弥生町1-31  
TEL 0779(66)3838 FAX 0779(66)3817

## ハローワーク

### ハローワーク福井

〒910-8509 福井市開発1丁目121-1  
TEL 0776(52)8150 FAX 0776(52)8168

#### ◎ハローワーク福井マザーズコーナー

〒910-8509 福井市開発1丁目121-1  
TEL 0776(52)8157 FAX 0776(52)8167

#### ◎福井ヤングハローワーク

〒918-8580 福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル1階  
TEL 0776(34)4700 FAX 0776(32)4520

### ハローワーク武生

〒915-0814 越前市中央2-8-23  
TEL 0778(22)4078 FAX 0778(22)8830

#### ◎ハローワークプラザさばえ

〒916-0027 鯖江市桜町2-7-1 嚮陽会館1階  
TEL 0778(51)8800 FAX 0778(51)8238

#### ◎ハローワークたけふマザーズコーナー

〒916-0027 鯖江市桜町2-7-1 嚮陽会館1階  
TEL 0778(51)8821 FAX 0778(51)8238

### ハローワーク大野

〒912-0087 大野市城町8-5  
TEL 0779(66)2408 FAX 0779(66)3332

#### ◎勝山市地域職業相談室

〒911-0811 勝山市片瀬町1-402 勝山市市民交流センター2階  
TEL 0779(88)1286 FAX 0779(87)0720

### ハローワーク三国

〒913-0041 坂井市三国町覚善69-1  
TEL 0776(81)3262 FAX 0776(82)4307

### ハローワーク敦賀

〒914-8609 敦賀市鉄輪町1-7-3 敦賀駅前合同庁舎  
TEL 0770(22)4220 FAX 0770(22)2212

### ハローワーク小浜

〒917-8544 小浜市後瀬町7-10 小浜地方合同庁舎  
TEL 0770(52)1260 FAX 0770(52)6814

## 総合労働相談コーナー

総合労働相談コーナーでは、労働者や事業主の方からのご相談に面談あるいは電話でお受けいたしております。

福井労働局総合労働相談コーナー

TEL 0776-22-3363

福井総合労働相談コーナー（福井労働基準監督署内）

TEL 0776-54-6167

敦賀総合労働相談コーナー（敦賀労働基準監督署内）

TEL 0770-22-0745

武生総合労働相談コーナー（武生労働基準監督署内）

TEL 0778-23-1440

大野総合労働相談コーナー（大野労働基準監督署内）

TEL 0779-66-3838

ご存知ですか？

# 福井労働局のホームページ！

福井労働局では、法令・通達等の改正の情報、月ごとの雇用失業情勢や労働災害発生状況等の速報等、福井労働局で発表している最新の情報をホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

アドレス <http://fukui-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/> に  
今すぐアクセス！！

あなたのパソコンの  
お気に入りに  
追加して下さい。

新着情報やイベントを  
いち早くご案内いたします。

● 新着情報

各種様式の  
ダウンロードができます。

● お役立ち情報

法令・様式集

パンフレット・リーフレット

講座・売払情報

電子申請 (e-Gov)

個人情報保護について

最新の福井県内の雇用失業  
情勢がご覧いただけます。

● イベント情報

県内の雇用失業情勢

● 雇用失業情勢 (PDF)

平成22年1月

平成22年2月

平成22年3月

平成22年4月

平成22年5月

平成22年6月

平成22年7月

平成22年8月

平成22年9月

平成22年10月

平成22年11月

平成22年12月

平成23年1月

平成23年2月

平成23年3月

平成23年4月

平成23年5月

平成23年6月

平成23年7月

平成23年8月

平成23年9月

平成23年10月

平成23年11月

平成23年12月

平成24年1月

平成24年2月

平成24年3月

平成24年4月

平成24年5月

平成24年6月

平成24年7月

平成24年8月

平成24年9月

平成24年10月

平成24年11月

平成24年12月

平成25年1月

平成25年2月

平成25年3月

平成25年4月

平成25年5月

平成25年6月

平成25年7月

平成25年8月

平成25年9月

平成25年10月

平成25年11月

平成25年12月

平成26年1月

平成26年2月

平成26年3月

平成26年4月

平成26年5月

平成26年6月

平成26年7月

平成26年8月

平成26年9月

平成26年10月

平成26年11月

平成26年12月

平成27年1月

平成27年2月

平成27年3月

平成27年4月

平成27年5月

平成27年6月

平成27年7月

平成27年8月

平成27年9月

平成27年10月

平成27年11月

平成27年12月

平成28年1月

平成28年2月

平成28年3月

平成28年4月

平成28年5月

平成28年6月

平成28年7月

平成28年8月

平成28年9月

平成28年10月

平成28年11月

平成28年12月

平成29年1月

平成29年2月

平成29年3月

平成29年4月

平成29年5月

平成29年6月

平成29年7月

平成29年8月

平成29年9月

平成29年10月

平成29年11月

平成29年12月

平成30年1月

平成30年2月

平成30年3月

平成30年4月

平成30年5月

平成30年6月

平成30年7月

平成30年8月

平成30年9月

平成30年10月

平成30年11月

平成30年12月

平成31年1月

平成31年2月

平成31年3月

平成31年4月

平成31年5月

平成31年6月

平成31年7月

平成31年8月

平成31年9月

平成31年10月

平成31年11月

平成31年12月

平成32年1月

平成32年2月

平成32年3月

平成32年4月

平成32年5月

平成32年6月

平成32年7月

平成32年8月

平成32年9月

平成32年10月

平成32年11月

平成32年12月

平成33年1月

平成33年2月

平成33年3月

平成33年4月

平成33年5月

平成33年6月

平成33年7月

平成33年8月

平成33年9月

平成33年10月

平成33年11月

平成33年12月

平成34年1月

平成34年2月

平成34年3月

平成34年4月

平成34年5月

平成34年6月

平成34年7月

平成34年8月

平成34年9月

平成34年10月

平成34年11月

平成34年12月

平成35年1月

平成35年2月

平成35年3月

平成35年4月

平成35年5月

平成35年6月

平成35年7月

平成35年8月

平成35年9月

平成35年10月

平成35年11月

平成35年12月

平成36年1月

平成36年2月

平成36年3月

平成36年4月

平成36年5月

平成36年6月

平成36年7月

平成36年8月

平成36年9月

平成36年10月

平成36年11月

平成36年12月

平成37年1月

平成37年2月

平成37年3月

平成37年4月

平成37年5月

平成37年6月

平成37年7月

平成37年8月

平成37年9月

平成37年10月

平成37年11月

平成37年12月

平成38年1月

平成38年2月

平成38年3月

平成38年4月

平成38年5月

平成38年6月

平成38年7月

平成38年8月

平成38年9月

平成38年10月

平成38年11月

平成38年12月

平成39年1月

平成39年2月

平成39年3月

平成39年4月

平成39年5月

平成39年6月

平成39年7月

平成39年8月

平成39年9月

平成39年10月

平成39年11月

平成39年12月

平成40年1月

平成40年2月

平成40年3月

平成40年4月

平成40年5月

平成40年6月

平成40年7月

平成40年8月

平成40年9月

平成40年10月

平成40年11月

平成40年12月

平成41年1月

平成41年2月

平成41年3月

平成41年4月

平成41年5月

平成41年6月

平成41年7月

平成41年8月

平成41年9月

平成41年10月

平成41年11月

平成41年12月

平成42年1月

平成42年2月

平成42年3月

平成42年4月

平成42年5月

平成42年6月

平成42年7月

平成42年8月

平成42年9月

平成42年10月

平成42年11月

平成42年12月

平成43年1月

平成43年2月

平成43年3月

平成43年4月

平成43年5月

平成43年6月

平成43年7月

平成43年8月

平成43年9月

平成43年10月

平成43年11月

平成43年12月

平成44年1月

平成44年2月

平成44年3月

平成44年4月

平成44年5月

平成44年6月

平成44年7月

平成44年8月

平成44年9月

平成44年10月

平成44年11月

平成44年12月

平成45年1月

平成45年2月

平成45年3月

平成45年4月

平成45年5月